

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合の職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

昭和 54 年 6 月 21 日

組合条例第 9 号

改正 平成 17 年 3 月 25 日組合条例第 76 号

(準用規定)

第 1 条 本組合の職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例については、美咲町職の分限に関する手続き及び効果に関する条例(平成 17 年美咲町条例第 39 号)を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日組合条例第 76 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 3 月 22 日から適用する。